

■ 出展申込み契約書 ■

当社（出展社）は、裏面の出展規定を遵守することを約束し、下記の通り出展を申込みます。

年 月 日

出展社 会社名	和文	フリガナ _____		代 表 者	役職名	
	英文				氏名	フリガナ _____
本社所在地	〒 _____			TEL		
				FAX		
出展担当者 連絡先所在地 (上記と異なる場合は記入)	〒 _____			TEL		
				FAX		
出展担当者	所属部署		役職名		氏名	
					フリガナ _____	
E-mail(連絡用)				_____		
ホームページ	http:// _____					
出展料金請求先 (申込担当者異なる場合は記入)	企業/団体名					
	所在地	〒 _____				
	部署・役職			氏名		
	TEL			FAX		

出展小間料 (スペース) 1小間 367,500円 (税込) × 小間 = 円...①
小間数を記入してください

該当する場合はチェックを入れて下さい → 早期申込み (2011年6月30日まで)
※早期申込みいただいた場合は早期料金が適用されます。

角小間指定 1角 31,500円 (税込) × 角 = 円...②
ご希望の場合のみ

出展社プレゼン 1枠 (30分) 31,500円 (税込) × 枠 = 円...③
ご希望の場合のみ

合計 ①(必須) + ②~③(オプション) = 円

※装飾オプションのお申込みは出展社説明会 (12月予定) 後に受け付け致します。

出展予定製品 (必ずご記入ください)

※本展示会に初めてお申し込みされる場合は、会社概要、出展予定製品のカタログ等を必ず送付してください。
 ※出展商品・内容が本展示会にふさわしくない場合は出展をお断りする場合があります。

備考 _____

●出展申込み期限 第1次締切り 2011年 6月30日 (木)
 第2次締切り 2011年11月30日 (水)

●出展料金のお支払方法

◎第1回目 小間数×105,000円

申込書受領後、請求書をお送りいたします。

振込期日は請求明細書に記載いたします。

◎第2回目 残金

2011年11月30日 (水) までに残金をお支払ください。

※2011年11月以降に出展のお申込を頂いた場合は第1回目の請求書で出展料全額を請求させていただきます。

●お振込み先 三菱東京UFJ銀行 神田駅前支店
 (普) 0799277 ユービーエムメディア株式会社

●出展契約後の変更またはキャンセル

お申込み後のキャンセル、小間数の減少変更は原則としてできません。
 ただし主催者が了承した場合は、所定の書面にて申請の上、下記のキャンセル料をお支払いいただきます。

2011年11月30日まで 出展料金の50%

2011年12月 1日~12月31日まで 出展料金の75%

2012年 1月 1日~会期当日 出展料金の全額

出展申込書送付先

UBM メディア株式会社/健康博覧会事務局
 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-3 神田91ビル2F
 TEL.03-5296-1025 FAX.03-5296-1018

事務局記入欄	受付日	受付No.	受付者	担当	備考
--------	-----	-------	-----	----	----

■ 出展規定 ■

(1) 出展物

- ① 出展物は、展示会の開催目的の趣旨にそった品目とします。
- ② 事務局は、展示会の正常な運営に支障を生ずる恐れがあると認められるものについては、その出展、装飾に関して制限または禁止することがあります。
- ③ 次に該当するものは、出展を禁止します。
引火性 爆発性または放射性危険物、劇毒物、麻薬、工業所有権を侵害する商品、裸火 ただし消防署の許可を受けたものは除く
- ④ 外国貨物の展示について。
外国貨物を展示する場合、つとめて通関手続きをとり、国内貨物にした後、出品するようにしてください。特に会場内で消費または加工する物品は、国内貨物でなければなりません。

(2) 出展物の保護

- ① 出展物の保護については、出展社各自が行ってください。また天災、その他不可抗力の原因により発生した事故 盗難、紛失、火災、損傷等)については、事務局はその損害の責任を負いません。
- ② 出展社は出展物の輸送および展示期間中の保護について、必要に応じて保険をかけるなどの適当な対策をとってください。

(3) 事故防止および責任

- ① 出展社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めてください。事務局はこれらの作業を通じ、必要と認めた場合、事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。
- ② 出展社にかかわる行為によって事故または損傷が発生したときは、当該出展社の責任となります。
- ③ 会場設備、基礎小間の装飾および出展物などを破損した場合、理由の如何にかかわらず、当該出展社の責任となります。

(4) 小間内の出展関係者常駐

出展関係者は展示期間中、必ずその小間内に常駐し、来場者との対応、出展物の保護にあたってください。なお、事務局では警備会社と契約し、昼夜とも会場内の一般的な警備にあたります。

(5) 出展社証の着用

会期中 2012年3月14日～16日)の出展社およびその関係者は、事故や盗難などを防止するために、出展社証をかならず着用してください。当日、出展社証を着用していない人の入場はお断りいたします。すべての出展関係者へ徹底するようお願いいたします。

(6) 騒音および迷惑行為の防止

- ① 原則として、館内における音楽の生演奏、太鼓、鐘は禁止します。また、商品説明のためのスピーカー音量が、事務局の判断により不適当と認められた場合、音量を絞っていただきます。
- ② 過度の音量は、緊急時の一斉放送の障害となります。また他社の商談等の迷惑ともなりますので、音量を極力抑えるよう全出展社のご協力をお願いいたします。
- ③ 出展社は自己の小間以外の場所で、実演や物品の配布、宣伝などを行わないでください。また、競合他社を誹謗・中傷するようなプレゼンは行わないでください。
※上記以外の場所でも他の出展小間に迷惑となるような行為は行わないでください。

(7) 写真・ビデオ撮影および複写について

- ① 当該出展社の許可なく、展示物の撮影、複写、測定、型取りなどをすることはできません。
- ② 報道、または事務局の記録撮影については出展社のご協力をお願いいたします。

(8) 呼び出し放送について

会期中の館内の呼び出し放送は、商談の妨げとなるため原則として行いません。各自の小間内に臨時電話を設置するか、または携帯電話 PHS等をご利用ください。

(9) 小間又貸しの禁止

- ① 出展社は主催者の承諾を得ないで第三者に小間を貸すこ

とはできません。

- ② 申込社名と出展社名が異なる場合は、その理由を事務局に申請し許可を得る必要があります。また、複数の企業による共同出展の場合も事務局への申請が必要です。

(10) 清掃について

- ① 会場内には、空容器、包装資材、残材などの保管場所はありませんので、出展社の責任において必ず処理してください。
- ② 定められた期間を超えて出品物、装飾資材等を会場内に残した場合、事務局は任意にこれを処分します。また、その処分に要した費用は出展社の負担とさせていただきます。

(11) 諸経費の負担

- ① 試飲 試食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際の設定費用は出展社の負担となります。
- ② 電気、給排水設備等を必要とするときは、所定の申込用紙で手続きを行い、所定料金を各業者にお支払いください。
- ③ 出展物の輸送、搬入、搬出、展示、実演、撤去その他出展社の行為に属する費用は、すべて出展社の負担となります。

(12) 小間設営の諸注意

出展社は自社小間設営を後日発行される出展マニュアルに沿って行ってください。

出展マニュアルに反する小間は、主催者の権限において変更 撤去することができます。

その場合、変更 撤去に要する費用は、その出展社の負担となります。
※全出展社は必ず小間内にカーペットおよび照明器具を設置してください。

(13) 搬入と搬出

- ① 展示物の会場への搬入期間および搬出期間などについては、後日発行される出展マニュアルにて通知します。
- ② 会期中は、主催者の承認なしに、出展社が小間内へ展示物を搬入したり、撤去したり、あるいは移動することはできません。
- ③ 小間内の設備は、主催者によって指定された時間までに整備し、展示を完了してください。同時に空箱 残材等は撤去してください。
出展社は、展示品および小間の設備の撤去を主催者によって指定された時間までに完了してください。期日までに撤去されない物品は、主催者が処分し、その費用は出展社の負担となります。

(14) 印刷物

主催者は、健康博覧会2012およびオーガニック&ナチュラルプロダクツ展・健康 美容 通販サポート展のガイドブック等の発行について占有権をもちます。主催者は、ガイドブック等の作成にあたって、十分留意しますが、万一掲載に誤りや脱落等があった場合はご容赦願います。

(15) 補償

出展社は、各自の責任において展示会出展に伴う全てのリスクの負担責任を担い、発生しうる全ての問題に対し、自らの責任において対処しなければなりません。
出展社およびその代理者が他社の小間、主催者の設備、展示会場の設備、または来場者を含む全ての人身等、第三者に損害および危害を与えた場合は、その補償は全て出展社の責任となり、主催者は一切の責任を負いません。また、出展小間位置の変更、展示会の規模の変更、展示会の延期および中止等、主催者の判断による全ての変更事項に起因する出展社への影響および発生する費用につきましては、主催者は一切の責任を負いません。出展社各自の責任において対処されるものとします。

(16) 保険

主催者は、展示会場の内外を問わず、展示品の障害、消失、盗難などに関する責任は負いません。

出展社は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間、必要と思われるものについて、自社の責任において損害保険に加入してください。主催者は出展社の所有物に關しては保険に加入していません。

出展社は、展示会の開催に先立ち、出展に際し第三者に与える可能性のある全ての危害 損害に対し、各自保険に

加入する義務を負います。主催者ではこの保険の費用を負担しません。

(17) 延期及び中止

17-A) 天災地変等のやむを得ない理由で展示会が開催できないとき、また、出展規模において開催可能な規模に満たないと主催者が判断した場合は、主催者はその権限において、展示会の中止、またはその選択により展示会の延期、開催場所の変更及びその他の変更 規模の縮小を含む)を行うことができます。

17-B) 天災地変等のやむを得ない理由とは天災、政府による措置、戦争、火災、洪水、爆発、騒乱、武力衝突、テロ行為、革命、封鎖、禁輸、ストライキ、閉鎖、座り込み、工業または商業上の紛争、異常気象、疾病、公衆衛生に及ぼすリスク、工場または機械類の事故または故障、何らかの物資(労働力、運輸能力、電力もしくはその他の供給物)の不足、旅行、展示会または公共の集会に対する政府 政府機関または部局を含む)、監督官庁もしくは国際機関による規制的介入、一般の助言または勧告、または展示会場が利用不可能となるか、および/または占有および使用に不適当となることを含みますが、それらに限定されるものではありません。

17-C) 17-A)により、主催者が展示会を延期した場合、または、開催場所の変更等の展示会についての何らかの変更 規模の縮小を含む)を加えた場合には、①本契約は引き続き両当事者を拘束し、②出展社は展示スペースについてなされたいかなる支払いの払い戻しを受ける権利はなく、③料金の未納残高があればそれを支払う義務を負います。

17-D) 17-A)により主催者が展示会を中止した場合は、既に払い込まれた出展料については、状況に応じ、主催者の判断により、必要経費を差し引いた上でなお余剰金があった場合、その一部を出展社に返却することがあります。

17-E) 出展社は、展示会の中止、または展示会の延期、開催場所の変更及びその他の変更 規模の縮小を含む)が行われた場合にも、その結果として被った損失もしくは損害または発生した追加費用に対する如何なる賠償請求権を有しません。

(18) その他

- ① 主催者は出展申込状況等により展示会場や展示スペースが適当でない判断した場合、展示スペース、展示会場を変更することがあります。展示スペースにおいては小間の配置ならびにサイズの変更、会場においては、場所、出入口の変更または閉鎖等を行うことがあります。
- ② 出展社は後日発行される 展示規則「運営要領」出展社マニュアル)を熟読し、規則等を厳守してください。
- ③ 展示品や小間の保守及び清掃は、出展社の責任で行ってください。
- ④ 展示品の撮影、写生等の可否の許可は、該当出展社の責任で行ってください。
- ⑤ 出展社が「展示規則」の規定等に違反した場合は、主催者はその出展社の出展をお断りすることがあります。この場合、主催者は出展社の自己負担により小間を撤去することができ、また、既に払い込まれた出展料等は返却いたしません。
- ⑥ 主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生したときは、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。
- ⑦ 主催者は展示会の円滑な管理をするために本規約以外にも補足的な規定を制定することがあります。
- ⑧ その他展示会の運営詳細は後日発行される 展示規則「運営要領」出展社マニュアル)によってお知らせいたします。
- ⑨ スペース小間出展の場合「スペース小間に関する計画書、図面、デザイン計画書を展示場 ビッグサイトの規則」規定に従い作成し事務局に事前に認可の為に提出して下さい。